



うるま市告示第144号

うるま市こどものスポーツ活動における県外派遣等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

うるま市長 中村 正人



うるま市こどものスポーツ活動における県外派遣等補助金交付要綱

うるま市社会体育活動における県外派遣に関する補助金交付要綱（令和5年うるま市告示第82号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、うるま市に住所を有する18歳以下の個人又は団体が、スポーツ活動において、優秀な成績を収め、県内離島又は県外へ派遣される大会又は選考会等（以下「県外大会等」という。）へ派遣されるものに対し、地理的状況から生じる経済的負担の一部を軽減し、もって、うるま市のスポーツ振興や競技力向上に寄与することを目的とし、うるま市こどものスポーツ活動における県外派遣等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象となる県外大会等及び交付対象者）

第2条 補助対象となる県外大会等は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、国際大会、賞金が発生する大会等は、交付の対象外とする。

（1） 別表第1に掲げる団体が主催する県大会等（県内の地区大会を含む。）で優勝、準優勝、1位又は2位（以下「優勝等」という。）により、県外大会等への出場権を得て派遣される場合

（2） 前号の規定により派遣された大会等で優勝等により、その代表として県外等で開催される上位の県外大会等に派遣される場合

（3） 沖縄県を代表する優秀な選手として別表第1の団体に推薦又は選抜され県外大会等へ派遣される場合

2 前項第3号に規定する沖縄県を代表する優秀な選手とは、次のいずれかに該当する者をいう。

（1） 水泳、陸上等の競技 別表第1の団体が定めた県外大会派遣に要する標準記録を上回る者

（2） 前号以外の競技 優勝等をした者

3 補助金の交付対象者は、第1項各号のいずれかに該当する県外大会等に派遣される者かつ派遣決定時にうるま市に住所を有する18歳以下の者とする。ただし、他自治体から派遣費に関する補助を受けている者は、交付の対象外とする。

(交付申請者)

第3条 補助金の交付申請者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象者が18歳未満の個人の場合 交付対象者の保護者（親権者、未成年後見人、祖父母等で現に監護する者（以下「保護者等」という。）をいう。）
- (2) 交付対象者が18歳の個人の場合 交付対象者本人
- (3) 団体種目で派遣される場合 交付対象者の委任を受けた団体（うるま市に活動拠点を有し、うるま市に住所を有する18歳以下の交付対象者が2名以上所属している集団をいう。以下同じ。）の代表者
- (4) 団体種目において派遣される当該団体がうるま市に活動拠点を有しない場合次のア又はイに掲げる者
 - ア 交付対象者が18歳の者 交付対象者本人
 - イ 交付対象者が18歳未満の者 交付対象者の保護者等

2 学校教育活動において各種スポーツ活動を行う交付対象者が派遣される場合は、当該各種スポーツ活動を行う学校の校長又は父母会等の代表者を交付申請者とすることができます。この場合において、交付申請者は、交付対象者から委任を受けるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2により算出した額とする。

- 2 県外大会等の主催団体等から当該派遣費に係る補助（以下「主催者補助」という。）がある場合の補助金の額は、次の各号により算出された額とする。
- (1) 主催者補助の額に県外大会等に派遣される者の人数を除して得た額に交付対象者のうち補助金を受ける者の人数を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときにあっては、これを切り捨てた額。以下「算出額I」という。）を算出する。
 - (2) 算出額Iと別表第2により算出した額を合算して得た額（以下「算出額II」という。）を算出する。
 - (3) 次のア又はイにより算出する。
 - ア 算出額IIが対象経費を超えない場合は、別表第2により算出した額を補助金の額とする。
 - イ 算出額IIが対象経費を超える場合は、対象経費から算出額Iを控除して得た額を補助金の額とする。

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付回数は、同一年度において同一団体又は個人につき、原則として1回限りとする。ただし、第2条第1項第2号に規定する派遣の場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて県外大会等の開催日の10日前（うるま市の休日を定める条例（平成17年うるま市条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 日程表（様式第3号）
- (3) 県外大会等への出場権が確認できる表彰状又は推薦書
- (4) 派遣される県外大会等の大会要項
- (5) 派遣者の選手名簿
- (6) その他市長が必要とする書類

2 交付対象者は、交付手続に必要な同意書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定を行う際は、必要な条件を付すことができるものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該派遣完了後（主催者補助がある場合は、主催者補助の交付を受けた後をいう。以下同じ。）30日以内又は交付決定があった年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）及び収支決算書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県外大会等が当該年度から翌年度にかけて開催される場合は、当該派遣完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、補助金確定通知書を受理後速やかに、補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のうるま市子どものスポーツ活動における県外派遣等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年4月1日以降に申請した新要綱第2条第3項に規定する交付対象者について適用し、施行日の前までに申請したこの告示による改正前のうるま市社会体育活動における県外派遣に関する補助金交付要綱第2条に該当する対象者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

1	公益財団法人沖縄県スポーツ協会又はその加盟団体
2	その他の団体 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国又は地方公共団体 (2) 公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体 (3) 沖縄県スポーツ少年団本部 (4) その他市長が認める団体

別表第2（第4条関係）

対象項目	対象経費	補助金の額
1 運賃 (航空運賃 又は船賃)	県外大会等の開催地までの最短経路かつ団体割引等の各種割引により算出した額（割引料金が適用されない場合はその額）に補助金を受ける者の人数を乗じて得た額。	対象経費に要した額。ただし、運賃及び宿泊費を合わせて1人当たり5万円を上限額とする。
2 宿泊費	対象期間は、県外大会等の開催日前日から終了日までの宿泊費とし、中学校体育連盟の指定宿泊制度や団体割引等の各種割引により算出した額（割引料金が適用されない場合はその額）に補助金を受ける者の人数を乗じて得た額。	対象経費に要した額で1人1泊につき5千円を上限額とする。ただし、運賃及び宿泊費を合わせて1人当たり5万円を上限額とする。

